

九州大学産学官連携戦略会議規程

令和3年度九大規程第157号

制定：令和4年3月31日

最終改正：令和6年3月29日

(令和5年度九大規程第92号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則（平成16年度九大規則第6号）第7条第2項の規定に基づき、産学官連携戦略会議（以下「会議」という。）の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 戦略会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 産学官連携に係る戦略に関すること。
- (2) 産学官連携に係る企画立案に関すること。
- (3) その他産学官連携の推進に係る支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
- (2) 人文科学研究院長、人間環境学研究院長、法学研究院長、経済学研究院長、法務学府長及び教育学部長のうちから総長が指名する者 1人
- (3) 理学研究院長、数理学研究院長、工学研究院長、芸術工学研究院長、システム情報科学研究院長、農学研究院長、システム生命科学府長、統合新領域学府長、マス・フォア・インダストリ研究所長、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所長、附属図書館長及び情報基盤研究開発センター長並びにセンター群協議会の議長のうちから総長が指名する者 2人
- (4) 医学研究院長、歯学研究院長、薬学研究院及び生体防御医学研究所長のうちから総長が指名する者 1人
- (5) 比較社会文化研究院長、言語文化研究院長、基幹教育院長及び共創学部長のうちから総長が指名する者 1人
- (6) 総合理工学研究院長、応用力学研究所長及び先導物質科学研究所長のうちから総長が指名する者 1人
- (7) 病院長
- (8) ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター長
- (9) 高等研究院、アジア・オセアニア研究教育機構及びエネルギー研究教育機構に所属する者のうちから総長が指名する者 各1人
- (10) 未来社会デザイン統括本部、データ駆動イノベーション推進本部及び研究戦略企画室に所属する者のうちから総長が指名する者 若干人

(11) 学術研究・産学官連携本部産学官連携推進グループ及び知財・ベンチャー創出グループに所属する者のうちから総長が指名する者 若干人

(12) 企画部長、人事部長、研究・産学官連携推進部長及び財務部長

(13) その他会議が必要と認められた者 若干人

2 構成員は、総長が任命し、前項に掲げる構成員のほか、総長が特に必要と認める者を構成員に加えることができる。

3 第1項第2号から第6号まで、第9号、第10号及び第13号の構成員の任期は、2年の範囲内で、それぞれ総長が定める期間とする。

4 前項の構成員は、再任されることができる。

(議長)

第4条 会議に議長を置き、前条第1項第1号の構成員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

(副議長)

第5条 会議に副議長を置き、第3条第1項第1号の構成員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(総長等の出席)

第6条 総長は、会議に随時出席し、意見を述べることができる。

2 会議が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(議事)

第7条 会議は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 第3条第1項第2号から第10号までの構成員は、会議に出席できないときは、他の職員1人を代理出席させることができる。この場合において、代理出席する者は、構成員としての議決権を有するものとする。

(ワーキンググループ等)

第8条 会議に、特定の事項を調査・検討させるため、必要に応じてワーキンググループ等を置くことができる。

(事務)

第9条 会議に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、研究・産学官連携推進部産学官連携推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規程第92号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。